【表紙】

【提出書類】有価証券届出書【提出先】関東財務局長【提出日】2025年8月8日

【会社名】 株式会社インテリックスホールディングス(注)1

【英訳名】 INTELLEX HOLDINGS Co., Ltd.(注)1

【代表者の役職氏名】代表取締役社長俊成 誠司(注)1【本店の所在の場所】東京都渋谷区桜丘町3番2号(注)1

【電話番号】 該当事項はありません

【事務連絡者氏名】 取締役執行役員 中拂 一成

【最寄りの連絡場所】 株式会社インテリックス

東京都渋谷区桜丘町3番2号

【電話番号】 株式会社インテリックス

03-6809-0933

【事務連絡者氏名】 株式会社インテリックス

取締役執行役員 中拂 一成

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 普通株式

【届出の対象とした募集金額】 12,219,027,544円(注) 2 【縦覧に供する場所】 該当事項はありません

(注) 1.本届出書提出日現在におきましては、株式会社インテリックスホールディングス(以下「当社」といいます。)は未設立であり、2025年12月1日の設立を予定しております。なお、代表者の役職氏名及び本店の所在の場所につきましては、現時点での予定を記載しております。

(注) 2. 本届出書提出日現在において未確定であるため、株式会社インテリックス(以下「インテリックス」といい ます。) 2025年5月31日現在における株主資本の額(簿価)を記載しております。

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	8,932,100株 (注)1、2、3	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。 (注)4

- (注) 1.普通株式は、2025年6月27日に開催されたインテリックスの取締役会の決議(株式移転計画の作成承認及び 定時株主総会への付議)及び2025年8月26日開催予定のインテリックスの定時株主総会の特別決議(株式移 転計画の承認)に基づいて行う株式移転(以下「本株式移転」といいます。)に伴い発行する予定でありま す。
 - 2.インテリックスの発行済株式総数8,932,100株(2025年5月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、インテリックスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、インテリックスが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、インテリックスは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。
 - 3.インテリックスは、当社の普通株式について、株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」といいます。)スタンダード市場に新規上場申請を行う予定であります。
 - 4. 振替機関の名称及び住所は、下記のとおりであります。

名称 株式会社証券保管振替機構

住所 東京都中央区日本橋兜町7番1号

2【募集の方法】

株式移転によることといたします。(注)1、2

- (注) 1.普通株式は、本株式移転により、当社がインテリックスの発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」といいます。)におけるインテリックスの株主名簿に記載又は記録されたインテリックスの株主に対して、その保有するインテリックスの普通株式1株に対して1株の割合で割当交付いたします。 各株主に対する発行価格は発行価額の総額を発行数で除した額、そのうち資本に組み入れられる額は資本組入額の総額を発行数で除した額となります。発行価額の総額は、本届出書提出日において未確定ですが、インテリックスの2025年5月31日における株主資本の額(簿価)は12,219,027千円であり、発行価額の総額のうち413,000千円が資本金に組入れられます。
 - 2.当社は、東京証券取引所への上場申請手続(東京証券取引所有価証券上場規程第201条第2項)を行い、いわゆるテクニカル上場(東京証券取引所有価証券上場規程第214条)により2025年12月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であります。テクニカル上場とは、上場会社が非上場会社と合併することによって解散する場合や、株式交換、株式移転により非上場会社の完全子会社となる場合に、その非上場会社が発行する株券等(効力発生日等から6か月以内に上場申請するものに限ります(東京証券取引所有価証券上場規程施行規則第229条において準用する第216条第1項))について、同規程に定める流動性基準への適合状況を確認し、速やかな上場を認める制度です。

3【募集の条件】

(1)【入札方式】 【入札による募集】

該当事項はありません。

【入札によらない募集】 該当事項はありません。

(2)【ブックビルディング方式】 該当事項はありません。

> 【申込取扱場所】 該当事項はありません。

> 【払込取扱場所】 該当事項はありません。

4【株式の引受け】

該当事項はありません。

- 5【新規発行による手取金の使途】
 - (1)【新規発行による手取金の額】 該当事項はありません。
 - (2)【手取金の使途】 該当事項はありません。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

東京証券取引所スタンダード市場への上場について

当社は、前記「第1 募集要項」に記載の新規発行株式である当社普通株式について、前記「第1 募集要項 2 募集の方法」(注)2.記載のテクニカル上場の方法により、東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定しております。

第3【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報】

第1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要】

- 1【組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等】
 - 1.単独株式移転による持株会社体制への移行の背景及び目的

インテリックスは、1995年の創業以来、リノベーション業界のフロントランナーとして、リノベーション済みマンションの販売で初めてアフターサービス保証を導入するなど業界の先駆けとなる様々な取り組みを行ってまいりました。また、業界団体であります一般社団法人リノベーション協議会の発足、運営にも率先して携わることで業界の整備、認知・市場拡大に寄与してまいりました。

2025年は、インテリックスが創立30周年を迎えるにあたり、次の10年そしてその先を見据えて、より機動的に経営を実践し、かつより強度の高いガバナンス体制の構築、次世代経営者の育成を推進するために、持株会社体制への移行が最適であると判断いたしました。

本移行により、当社は、経営戦略の策定、グループ事業会社の支援、及びSaaS事業(不動産DX)分野や省エネリノベーション分野をはじめとする不動産業界の様々なソリューションサービスの提供、より快適な住まいづくりを加速させるM&Aや、新規事業創出を含む戦略投資の拡大に注力してまいります。一方で、事業会社は、事業運営に専念し、環境変化に迅速に対応しながら独立した形で収益の拡大を目指していくグループ経営体制を構築していきたいと考えております。

このような企業体制への移行を推進することで、経営資源配分の最適化を図り、当社グループ全体の価値向上と持続的な成長を実現してまいります。

2 . 提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

(1)提出会社の企業集団の概要

提出会社の概要

(1)商号	株式会社インテリックスホールディングス (英文表記:INTELLEX HOLDINGS Co.,Ltd.)				
(2) 所在地	東京都渋谷区桜丘町3番2号				
(3) 代表者及び役員就任予定者	取締役会長 山本 卓也 代表取締役社長 俊成 誠司 取締役 中拂 一成 社外取締役 村木 徹太郎 社外取締役 冨田 尚子 常勤監査役 鶴田 豊彦 社外監査役 北村 章 社外監査役 矢田堀 浩明				
(4) 内容	グループ会社の経営管理及びそれに付帯する業務				
(5)資本金	413,000千円				
(6)決算期	5月31日				
(7) 純資産(連結)	未定				
(8)総資産(連結)	未定				

提出会社の企業集団の概要

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において企業集団はありませんが、当社設立直後(2025年12月1日)の時点では以下のとおりとなる予定であります。

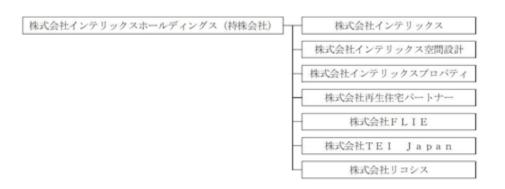
「概要図う

<ステップ1:単独株式移転による純粋持株会社の設立(本株式移転の実施)> 2025年12月1日を効力発生日とする本株式移転により当社を設立することで、インテリックスは持株会社の完全子会社になります。



<ステップ2:持株会社設立後の体制>

当社の設立と同日に、純粋持株会社体制へ移行するため、インテリックスの一部の子会社(以下「移行対象子会社」といいます。)の株式及び持分を当社が直接保有する形となるよう、インテリックスが保有する移行対象子会社の株式を当社に対して現物配当する方法で移転することにより、下記の通りグループ内での再編を行う予定です。その後の具体的な再編方法については、検討中です。



インテリックスは、2025年8月26日開催予定の定時株主総会による承認を前提として、2025年12月1日(予定)をもって、本株式移転により株式移転完全親会社たる当社を設立することにしております。

当社設立後の、当社とインテリックスの状況は以下のとおりであります。

当に放金及の行当にというプラグスの下のにのうでありなり。									
777.4.0			議決権の	役員の	兼任等	\m \	226 ATC 1	±0 /# @	
会社名	住所	資本金 (百万円)	主要な 事業の内容	所有割合(%)	当社 役員 (名)	当社 従業員 (名)	資金 援助	営業上 の取引	設備の 賃貸借
連結子会社) 株式会社 ンテリックス	東京都 渋谷区	2,253	不動産売買、不動産賃 貸業、不動産コンサル ティング	100.0	8 (予定)	311 (予定)	未定	未定	未定

- (注)1.資本金は最近事業年度末日(2025年5月31日)時点のものであります。
 - 2.従業員数は最近事業年度末日(2025年5月31日)時点のものであります。
 - 3.インテリックスは、有価証券報告書の提出会社であります。
 - 4. インテリックスは、当社の特定子会社に該当する予定であります。
 - 5.本株式移転に伴う当社設立日(2025年12月1日)をもって、インテリックスは当社の株式移転完全子会社となり2025年11月27日をもって、上場廃止となる予定であります。

本株式移転に伴う当社設立後、インテリックスは当社の完全子会社となります。当社の完全子会社となるインテリックスの最近事業年度末日(2025年5月31日)時点の状況は、次のとおりです。

関係会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業 の内容	議決権の 所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社インテリックス空間設計	東京都目黒区	20	内装工事の企画・設 計・施工	100	同社は、インテリックスより中古マンションの内装工事の設計、施工を請負っております。 役員の兼任等…有
株式会社インテリッ クスプロパティ	東京都渋谷区	10	不動産の管理業	100	同社は、主にインテリックスが所有する賃貸物件やアセットシェアリングとして販売した物件に係る管理業務を請負っております。 役員の兼任等…有
株式会社再生住宅 パートナー	東京都中央区	100	買取再販共同事業・ 収益物件共同事業	100	役員の兼任等…有
株式会社FLIE	東京都中央区	10	不動産売買プラットフォームの運営	100	同社は、インテリックスの 事業に関する不動産情報サイトの運営業務を行っております。 役員の兼任等…有
株式会社TEI Japan	東京都中央区	50	建築物の温熱環境に 関する情報提供サー ビス	100	同社は、インテリックスの 事業に関する建築物の温熱 環境に関する情報提供サー ビスを行っております。 役員の兼任等…有
株式会社リコシス	東京都中央区	80	省エネリノベーショ ンの開発及びフラン チャイズ事業	100	同社と省エネリノベーションフランチャイズに係る加盟契約を締結しており、同社より省エネリノベーションに関するノウハウの提供を受けております。役員の兼任等…有役員等による優先株式等への出資

- (注) 1.株式会社リコシスは、議決権のない優先株式等の種類株式を発行しております。議決権比率については、議 決権のない優先株式等の種類株式を除いて算出しております。
 - 2 . 株式会社リコシスは、2025年3月31日付で120百万円の増資を行い、同年5月20日付で70百万円の減資を行いました。

(2)提出会社の企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係

資本関係

本株式移転により、インテリックスは当社の完全子会社になる予定であります。前記「(1)提出会社の企業 集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

役員の兼任関係

当社の取締役及び監査役は、インテリックスを含む当社グループ各社の取締役及び監査役を兼任する予定であります。前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

取引関係

当社と当社の完全子会社となるインテリックスとの取引関係は、前記「(1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」の記載をご参照ください。

- 2 【組織再編成、株式交付又は公開買付けの当事会社の概要】 該当事項はありません。
- 3【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等】
 - 1.組織再編成に係る契約の内容の概要

インテリックスは、同社の定時株主総会による承認を前提として、2025年12月1日(予定)をもって、当社を株式移転設立完全親会社、インテリックスを株式移転完全子会社とする本株式移転を行うことを内容とする株式移転計画(以下「本株式移転計画」といいます。)を2025年6月27日開催のインテリックスの取締役会において承認いたしました。

当社は、本株式移転計画に基づき、インテリックスの普通株式 1 株に対して当社の普通株式 1 株を割当交付いたします。本株式移転計画においては、2025年 8 月26日に開催予定のインテリックスの定時株主総会において、本株式移転計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとしております。その他、本株式移転計画においては、当社の商号、本店所在地、発行可能株式総数、役員、資本金及び準備金の額、株式の上場、株主名簿管理人等につき規定されております(詳細につきましては、後記「2.株式移転計画の内容」の記載をご参照ください。)。

2.株式移転計画の内容

本株式移転計画の内容は、次の「株式移転計画書(写)」に記載のとおりであります。

株式移転計画書(写)

株式会社インテリックス(以下「甲」という。)は、単独株式移転の方法により、甲がその発行済株式の全部を新たに設立する株式会社(以下「乙」という。)に取得させる株式移転(以下「本株式移転」という。)に関し、次のとおり株式移転計画(以下「本計画」という。)を作成する。

第1条(株式移転)

甲は、本計画の定めるところに従い、単独株式移転の方法により、乙の成立の日(第6条に定義する。以下同じ)において、甲の発行済株式の全部を乙に取得させる本株式移転を行う。

第2条(目的、商号、本店の所在地、発行可能株式総数その他定款で定める事項)

乙の目的、商号、本店の所在地及び発行可能株式総数は、次のとおりとする。

- (1)目的 別紙「定款」第2条に記載のとおりとする。
- (2) 商号 「株式会社インテリックスホールディングス」とし、英文では、「INTELLEX HOLDINGS Co., Ltd.」と表示する。
- (3) 本店の所在地 東京都渋谷区におく。
- (4)発行可能株式総数 17,500,000株とする。
- 2 前項に定めるもののほか、乙の定款で定める事項は、別紙「定款」記載のとおりとする。

第3条(設立時取締役及び設立時監査役の氏名並びに設立時会計監査人の名称)

乙の設立時取締役(設立時監査等委員である設立時取締役を除く。)の氏名は、次のとおりとする。

(1) 取締役会長 山本 卓也 (2) 代表取締役社長 俊成 誠司 (3) 取締役 中拂 一成 (4) 社外取締役 村木 徹太郎 (5) 社外取締役 冨田 尚子

2 乙の設立時監査役の氏名は、次のとおりとする。

(1) 常勤監査役 鶴田 豊彦 (2) 社外監査役 北村 章 (3) 社外監査役 矢田堀 浩明

3 乙の設立時会計監査人の名称は、次のとおりとする。

太陽有限責任監査法人

第4条(本株式移転に際して甲の株主に交付する株式及びその割当て)

乙は、本株式移転に際して、甲の発行済株式の全部を取得する時点の直前時(以下「基準時」という。)における甲の株主名簿に記載又は記録された株主に対し、その保有する甲の普通株式に代わり、甲が基準時に発行している普通株式の合計に1を乗じて得られる数の合計に相当する数の乙の普通株式を交付する。なお、甲は、乙の成立の日(以下に定義される。)後相当の時期に、本株式移転により交付を受けた乙の普通株式を処分しなければならないものとする。

2 乙は、前項の定めにより交付される乙の普通株式を、基準時における甲の株主に対し、その保有する甲の普通株式 1 株につき、乙の普通株式 1 株の割合をもって割り当てる。

第5条(資本金及び準備金の額)

乙の成立の日における資本金及び準備金の額は、次のとおりとする。

(1)資本金の額413,000,000円(2)資本準備金の額317,000,000円

(3)利益準備金の額 0円

第6条 (乙の成立の日)

Zの設立の登記をすべき日(以下「Zの成立の日」という。)は、2025年12月1日とする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合は、甲の取締役会の決議により、Zの成立の日を変更することができる。

第7条(本計画承認株主総会)

甲は、2025年8月26日を開催日として定時株主総会を招集し、本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議を求めるものとする。但し、本株式移転の手続きの進行上の必要性その他の事由により必要な場合には、甲の取締役会の決議により、当該株主総会の開催日を変更することができる。

第8条(上場証券取引所)

乙は、乙の成立の日において、その発行する普通株式の株式会社東京証券取引所スタンダード市場への上場を予定する。

第9条(株主名簿管理人)

乙の株主名簿管理人は、三菱UFJ信託銀行株式会社とする。

第10条(本計画の効力)

本計画は、第7条に定める甲の株主総会において本計画の承認及び本株式移転に必要な事項に関する決議が得られなかった場合、乙の成立の日までに本株式移転についての国内外の法令に定める関係官庁の許認可等(関係官庁等に対する届出の効力の発生等を含む。)が得られなかった場合、又は、次条に基づき本株式移転を中止する場合には、その効力を失うものとする。

第11条(本計画の変更等)

本計画の作成後、乙の成立の日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により甲の財産または経営状態に重大な変動が生じた場合、本株式移転の実行に重大な支障となる事態が発生した場合、その他本計画の目的の達成が困難となった場合は、甲の取締役会の決議により、本株式移転の条件その他本計画の内容を変更し又は本株式移転を中止することができる。

第12条 (規定外事項)

本計画に定める事項のほか、本株式移転に関して必要な事項については、本株式移転の趣旨に従い、甲がこれを決定する。

2025年6月27日

甲:東京都渋谷区桜丘町3番2号 株式会社インテリックス 代表取締役社長 俊成 誠司

株式会社インテリックスホールディングス 定款

第1章 総則

(商号)

第1条 当会社は、株式会社インテリックスホールディングスと称し、英文ではINTELLEX HOLDINGS Co., Ltd. と記載する。

(目的)

- 第2条 当会社は、次の事業を営むこと、ならびに次の事業を営む会社の株式または持分を保有することにより、当該会 社の事業活動を支配・管理することを目的とする。
 - 1. 不動産の売買、仲介、賃貸借、管理および鑑定評価
 - 2.室内装飾の設計および施工
 - 3.家具、室内装飾品、住宅関連機器の売買、貸借およびその仲介ならびに製造および加工
 - 4. 不動産売買および斡旋に伴う資金貸付ならびに債務保証
 - 5 . 特定目的会社、特別目的会社(財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則に定める会社)および 不動産投資信託に対する出資ならびに出資持分等の売買、仲介および管理
 - 6.金融商品取引法に規定する第二種金融商品取引業および投資助言・代理業
 - 7. 不動産特定共同事業法に基づく事業
 - 8.ホテル、旅館の経営
 - 9. レストラン、飲食業の経営
 - 10. 旅行業
 - 11. イベントの企画、制作および運営
 - 12.会社の合併ならびに技術、販売、製造等の提携の斡旋
 - 13.介護に関する事業
 - 14. 損害保険代理業および生命保険の募集に関する業務
 - 15. 前各号に関する調査、研究、企画等のコンサルティング業務
 - 16. 前各号に附帯関連する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を東京都渋谷区に置く。

(機関)

- 第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。
 - (1) 取締役会
 - (2) 監査役
 - (3) 監査役会
 - (4) 会計監査人

(公告方法)

第5条 当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。

第2章 株式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、17,500,000株とする。

(単元株式数)

第7条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

- 第8条 当会社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
 - (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

- 第9条 当会社は、株主名簿管理人を置く。
 - 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。
 - 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

(株式取扱規程)

第10条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める 株式取扱規程による。

第3章 株主総会

(招集)

第11条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、その必要がある場合に随時 これを招集する。

(定時株主総会の基準日)

第12条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年5月31日とする。

(招集権者および議長)

- 第13条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、その議長となる。
 - 2 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を 招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

- 第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものと する。
 - 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。

(決議方法)

- 第15条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる 株主の議決権の過半数をもって行う。
 - 2 会社法第309条第2項の定めによるべき決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

- 第16条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。
 - 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第4章 取締役および取締役会

(員数)

第17条 当会社の取締役は、11名以内とする。

(選任方法)

第18条 取締役は、株主総会において選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その 議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第20条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第21条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

2 取締役社長に事故がある時は、取締役会の決議をもってあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を 招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第22条 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この期間を短縮することができる。

2 取締役および監査役の全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(決議方法)

第23条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第24条 当会社は、会社法第370条の要件を充たした時は、取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会規程)

第25条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第26条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

- 第27条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役 であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

(員数)

第28条 当会社の監査役は、5名以内とする。

(選任方法)

第29条 監査役は、株主総会において選任する。

2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

(任期)

- 第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
 - 2 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任の監査役の任期の満了する時まで とする。

(常勤監査役)

第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(監査役会の招集通知)

- 第32条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにこれを発する。ただし、緊急を要する時は、この 期間を短縮することができる。
 - 2 監査役全員の同意がある時は、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。

(決議方法)

第33条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。

(監査役会規程)

第34条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。

(監査役の報酬等)

第35条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

(監査役の責任免除)

- 第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる。
 - 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とす る。

第6章 会計監査人

(選任)

第37条 会計監査人は、株主総会において選任する。

(任期)

- 第38条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時まで とする。
 - 2 前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみな す。

(会計監査人の責任免除)

第39条 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、会計監査人との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定 する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とす る。

第7章 計算

(事業年度)

第40条 当会社の事業年度は、毎年6月1日から翌年5月31日までの1年とする。

(剰余金の配当等の決定機関)

第41条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を 除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める。

(剰余金の配当の基準日)

- 第42条 当会社の期末配当の基準日は、毎年5月31日とする。
 - 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年11月30日とする。
 - 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

(配当金の除斥期間等)

第43条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されない時は、当会社はその 支払義務を免れる。 附則

(最初の事業年度)

第1条 第40条の規定にかかわらず、当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から2026年5月31日までとする。

(最初の取締役の報酬等)

- 第2条 第26条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の取締 役の報酬等の額は、それぞれ次のとおりとする。
 - (1) 取締役に対する金銭報酬等

報酬等(「(2)譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権」を除く。)の総額は、年額300百万円以内(ただし、使用人兼務取締役の使用人給与を含まない。)とする。

- (2) 譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権
 - ア 「(1) 取締役に対する金銭報酬等」の報酬枠とは別枠で、業務執行取締役(非業務執行取締役及び社外取締役を除く。以下、報酬の対象となる取締役を「対象取締役」という。)に対する譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭報酬債権の総額は、年額100百万円以内とする。
 - イ 対象取締役に対し、譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権を出資財産として当会社に現物出資させることで、対象取締役に当会社の普通株式を発行又は処分し、これを保有させる。発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度当たり対象取締役に対して合計で年5万株以内とする。
 - ウ 当会社の普通株式の1株当たりの払込金額は、各取締役会決議日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に有利とならない金額で取締役会が決定する。これによる当会社の普通株式の発行又は処分にあたっては、当会社と対象取締役との間で、概要として、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約(以下「本割当契約」という。)を締結するものとする(本割当契約により割当てを受けた普通株式を、以下「本割当株式」という。)。
 - (ア)対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日から3年間(以下「譲渡制限期間」という。)、本割当株式について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができない。
 - (イ)原則として譲渡制限期間が満了した時点において譲渡制限が解除されるものとする。
 - (ウ)上記(ア)の定めにかかわらず、譲渡制限期間が満了する前に、対象取締役が任期満了、死亡、その他 正当な理由により退任した場合、譲渡制限を解除する。譲渡制限期間中に、対象取締役が法令違反そ の他取締役会が定める事由に該当する場合、本割当株式の全部を当然に無償で取得する。
 - (エ)上記(ア)の定めにかかわらず、譲渡制限期間中に、当会社が消滅会社となる合併契約、当会社が完全 子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当会社の株主総会 (ただし、当該組織再編等に関して株主総会による承認を要さない場合においては、取締役会)で承 認された場合、取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認日までの期 間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡 制限を解除する。
 - (オ)その他の内容については、取締役会で定め、当該事項を本割当契約の内容とする。

(譲渡制限の承継)

第3条 当会社は、株式会社インテリックスの2020年8月27日開催の第25回定時株主総会において承認可決された譲渡制限付株式報酬制度に基づいて交付がなされた譲渡制限付株式に係る各割当契約書について、2025年12月1日を もって、株式会社インテリックスの契約上の地位及び権利義務を承継するものとする。

(最初の監査役の報酬等)

第4条 第35条の規定にかかわらず、当会社の成立の日から当会社の最初の定時株主総会の時までの期間の当会社の監査 役の報酬等の額は、年額50百万円以内とする。

(附則の削除)

第5条 本附則は、当会社の最初の定時株主総会終結の時をもって、自動的に削除する。

4【組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る割当ての内容及びその算定根拠】

1.株式移転比率

会社名	株式会社インテリックスホールディングス (株式移転設立完全親会社・当社)	株式会社インテリックス (株式移転完全子会社)
株式移転比率	1	1

- (注) 1.本株式移転に伴い、インテリックスの普通株式1株に対して当社の普通株式1株を割当交付いたします。なお、当社の単元株式数は、100株といたします。
 - 2.当社が本株式移転により発行する新株式数(予定):普通株式8,932,100株 上記新株式数は、インテリックスの発行済株式総数8,932,100株(2025年5月31日時点)に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、インテリックスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、インテリックスが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、インテリックスは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

2.株式移転比率の算定根拠等

本株式移転は、インテリックス単独による株式移転によって完全親会社である当社1社を設立するものであり、本株式移転時のインテリックスの株主構成と当社の株主構成に変化がないことから、インテリックスの株主の皆様に不利益や混乱を与えないことを第一義として、インテリックスの株主の皆様が所有するインテリックスの普通株式1株に対して、当社の普通株式1株を割当交付することといたしました。

なお、上記理由により、第三者算定機関による株式移転比率の算定は行っておりません。

- 3.新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。
- 5【組織再編成対象会社又は株式交付子会社の発行有価証券と組織再編成又は株式交付によって発行 (交付)される有価証券との相違(対象者の発行有価証券と公開買付けに係る提出会社によって 発行(交付)される有価証券との相違)】 該当事項はありません。
- 6 【有価証券をもって対価とする公開買付けの場合の発行(交付)条件に関する事項】 該当事項はありません。

7【組織再編成対象会社の発行する証券保有者の有する権利】

1.組織再編成対象会社の普通株式に関する取扱い

買取請求権の行使について

インテリックスの株主が、その所有するインテリックスの普通株式につき、インテリックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年8月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインテリックスに対し通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インテリックスが上記定時株主総会の決議の日(2025年8月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

議決権の行使の方法について

インテリックスの株主による議決権の行使の方法としては、2025年8月26日開催予定のインテリックスの定時株主総会に出席して議決権を行使する方法があります(なお、株主は、インテリックスの議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。この場合、当該株主又は代理人は、株主総会ごとに作成された、当該定時株主総会に関する代理権を証明する書面を、インテリックスに提出する必要があります。)。また、郵送又はインターネットによって議決権を行使する方法もあります。郵送による議決権の行使は、上記定時株主総会に関する株主総会招集ご通知同封の議決権行使書用紙に賛否を表示し、インテリックスに2025年8月25日午後6時までに到達するように返送することが必要となります。

なお、議決権行使書用紙に各議案の賛否又は棄権の記載がない場合は、賛成の意思表示があったものとして取り扱います。

インターネットによる議決権の行使は、議決権行使サイトhttps://evote.tr.mufg.jp/にアクセスし、上記議 決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」を利用のうえ、画面の案内にしたがって、 2025年8月25日午後6時までに、各議案に対する賛否を登録することが必要となります。

なお、郵送により議決権を行使し、インターネットでも議決権を行使した場合は、到達日時を問わずインターネットによる議決権行使が有効なものとされます。また、インターネットで議決権を複数回行使した場合は、最後の議決権行使が有効なものとされます。

株主は、複数の議決権を有する場合、会社法第313条に基づき、その有する議決権を統一しないで行使することができます。ただし、当該株主は、法定の通知期限までに、インテリックスに対してその有する議決権を統一しないで行使する旨及びその理由を通知する必要があります。また、インテリックスは、当該株主が他人のために株式を有する者でないときは、当該株主がその有する議決権を統一しないで行使することを拒むことがあります。

組織再編成によって発行される株式の受取方法

本株式移転によって発行される当社の普通株式は、基準時におけるインテリックスの株主名簿に記載又は記録されたインテリックスの株主に割り当てられます。インテリックスの株主は、自己のインテリックスの普通株式が記録されている振替口座に、当社の普通株式が記録されることにより、当社の普通株式を受け取ることができます。

2.組織再編成対象会社の新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い 該当事項はありません。

8【組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する手続】

1.組織再編成に関し会社法等に基づき備置がなされている書類の種類及びその概要並びに当該書類の閲覧方法本株式移転に関し、インテリックスは、会社法第803条第1項及び会社法施行規則第206条の各規定に基づき、株式移転計画、会社法第773条第1項第5号及び第6号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項、インテリックスの最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容を記載した書面を、インテリックスの本店において2025年8月11日よりそれぞれ備え置く予定であります。

は、2025年6月27日開催のインテリックスの取締役会において承認された株式移転計画です。

は、本株式移転に際して株式移転比率及びその算定根拠並びに上記株式移転計画に定める当社の資本金及び準備金の額に関する事項が相当であることを説明した書類です。

は、インテリックスの最終事業年度末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他会社財産の状況に重要な影響を与える事象を説明した書類です。

これらの書類は、インテリックスの営業時間内にインテリックスの本店において閲覧することができます。なお、本株式移転が効力を生ずる日までの間に、上記 ~ に掲げる事項に変更が生じた場合には、変更後の事項を記載した書面を追加で備え置きます。

2.株主総会等の組織再編成に係る手続の方法及び日程

定時株主総会基準日 2025年 5 月31日 (土) 株式移転計画承認取締役会 2025年 6 月27日 (金)

株式移転計画承認定時株主総会 2025年8月26日(火)(予定) インテリックス株式上場廃止日 2025年11月27日(木)(予定) 当社設立登記日(効力発生日) 2025年12月1日(月)(予定) 当社株式上場日 2025年12月1日(月)(予定)

ただし、本株式移転の手続き進行上の必要性その他の事由により日程を変更する場合があります。

3.組織再編成対象会社が発行者である有価証券の所有者が当該組織再編成行為に際して買取請求権を行使する方法 普通株式について

インテリックスの株主が、その所有するインテリックスの普通株式につき、インテリックスに対して会社法第806条に定める反対株主の株式買取請求権を行使するためには、2025年8月26日開催予定の定時株主総会に先立って本株式移転に反対する旨をインテリックスに通知し、かつ、上記定時株主総会において本株式移転に反対し、インテリックスが、上記定時株主総会の決議の日(2025年8月26日)から2週間以内の会社法第806条第3項の通知に代えて社債、株式等の振替に関する法律第161条第2項の公告を行った日から20日以内に、その株式買取請求に係る株式の数を明らかにして行う必要があります。

新株予約権について

インテリックスは、現在、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において財務情報はありませんが、組織再編対象会社であるインテリックスの主要な連結経営指標等は以下のとおりであります。これらインテリックスの連結経営指標等は、当社に反映されるものと考えられます。ただし、インテリックスの連結経営指標等のうち2025年5月期については、有価証券報告書の提出前であり、金融商品取引法上の監査証明は受けておりません。

インテリックスの連結経営指標等

回次		第26期	第27期	第28期	第29期	第30期 (参考)
決算年月		2021年5月	2022年 5 月	2023年 5 月	2024年 5 月	2025年 5 月
売上高	(千円)	41,074,272	36,139,887	41,236,815	42,702,249	44,793,776
経常利益	(千円)	1,926,358	1,061,437	239,355	607,787	2,166,922
親会社株主に帰属する当期純 利益	(千円)	1,127,834	643,447	100,782	414,164	1,667,290
包括利益	(千円)	1,126,611	621,185	148,315	441,093	1,668,220
純資産額	(千円)	11,586,387	11,978,911	11,774,467	11,872,649	13,621,947
総資産額	(千円)	36,296,299	40,932,530	45,629,982	40,710,816	52,663,315
1 株当たり純資産額	(円)	1,351.77	1,381.47	1,403.89	1,479.04	1,650.38
1 株当たり当期純利益金額	(円)	131.88	74.55	11.65	50.04	206.54
潜在株式調整後 1 株当たり当 期純利益金額	(円)	-	-	-	-	-
自己資本比率	(%)	31.9	29.2	25.8	29.1	25.4
自己資本利益率	(%)	10.2	5.5	0.8	3.5	13.2
株価収益率	(倍)	5.9	8.1	45.9	11.0	4.3
営業活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	10,153,896	3,896,661	930,748	8,861,130	5,931,597
投資活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	4,481,629	3,183,097	2,851,754	3,116,775	2,899,698
財務活動によるキャッシュ・ フロー	(千円)	4,381,987	5,300,967	4,313,578	5,788,745	9,385,072
現金及び現金同等物の期末残 高	(千円)	5,982,108	4,203,316	4,734,391	4,690,001	5,243,779
従業員数	(人)	325	327	342	319	311

- (注)1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
 - 2.「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第27期の期首から適用しており、第27期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。
- 第3【発行者(その関連者)と組織再編成対象会社又は株式交付子会社との重要な契約 (発行者(その関連者)と対象者との重要な契約)】 該当事項はありません。

第三部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第2 統合財務情報」に記載のとおりです。

2 【沿革】

2025年6月27日 インテリックスの取締役会において、インテリックスの単独株式移転による持株会社「株式会社インテリックスホールディングス」の設立を内容とする「株式移転計画書」の内容を決議

2025年8月26日 インテリックスの定時株主総会において、単独株式移転の方法により当社を設立し、インテリックスがその完全子会社となることについて決議(予定)

2025年12月1日 インテリックスが単独株式移転の方法により当社を設立(予定) 当社普通株式を東京証券取引所スタンダード市場に上場(予定)

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの沿革につきましては、インテリックスの有価証券報告書 (2024年8月27日提出)をご参照ください。

3【事業の内容】

当社は持株会社として、グループ会社の経営管理及びこれに付帯する業務を行う予定であります。

また、当社の完全子会社となるインテリックスの最近連結会計年度末日(2025年5月31日)時点における事業の内容は以下のとおりであります。

インテリックスグループは、インテリックス、連結子会社6社(株式会社インテリックス空間設計、株式会社インテリックスプロパティ、株式会社再生住宅パートナー、株式会社FLIE、株式会社TEI Japan、株式会社リコシス)により構成されており、「リノベーション事業分野」及び「ソリューション事業分野」における事業を行っております。

インテリックスグループの事業におけるインテリックス及び関係会社の位置付け及びセグメントとの関連は、次のとおりであります。

<リノベーション事業分野>

当事業分野の主たる事業であるリノヴェックスマンション販売は、全国主要都市において、中古マンションを一戸 単位で仕入れ、その後、子会社である株式会社インテリックス空間設計で最適なリノベーションプランを作成し、高 品質な内装を施した上で、販売しております。

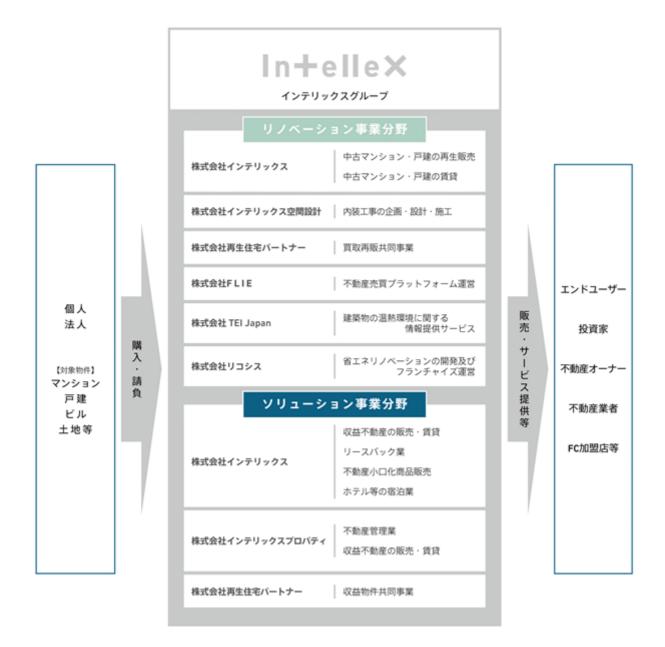
インテリックスグループが提供するリノヴェックスマンションの特長は、物件の状態に応じて、間取りの変更や目に見えない給排水管の交換等に至るまで老朽化・陳腐化した箇所を更新し現在のライフスタイルに合わせたリノベーションを施すことにより、商品価値を高めて販売する点にあります。施工した全ての物件に対しては、最長20年の「アフターサービス保証」を付けており、購入時に抱える不安要素(永住性や資産性など)を払拭し、顧客満足度の高い住宅の供給を行っております。

また、戸建の再生販売、賃貸、仲介、リノベーション内装請負、不動産売買プラットフォーム運営、買取再販共同事業、省エネリノベーションのフランチャイズ運営等を行っております。

<ソリューション事業分野>

その他不動産事業(一棟、土地等)の開発・販売・賃貸・管理・仲介、新築マンションの開発・販売、リースバック事業、不動産小口化商品販売、収益物件共同事業、ホテル等の宿泊業等を営んでおります。

なお、事業系統図は以下のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において関係会社はありませんが、当社の完全子会社となるインテリックスの関係会社の状況につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの目的等」記載の「2.提出会社の企業集団の概要及び当該企業集団における組織再編成対象会社と提出会社の企業集団の関係 (1)提出会社の企業集団の概要 提出会社の企業集団の概要」に記載のとおりです。

5【従業員の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、未定です。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの最近連結会計年度末日(2025年5月31日)時点の従業員の状況は以下のとおりです。

2025年 5 月31日現在

セグメントの名称	従業員数 (人)
リノベーション事業分野	239 (25)
ソリューション事業分野	39 (3)
全社(共通)	33 (14)
合計	311 (42)

- (注) 1. 従業員数は就業人員数(インテリックスグループからグループ外への出向者を除いた、正規雇用労働者)であり、臨時雇用者(契約社員・派遣社員)は、年間の平均人数を()外数で記載しております。
 - 2. リノベーション事業分野には、ソリューション事業分野を兼務する従業員が含まれております。
 - 3.全社(共通)の従業員数は、管理部門の従業員数であります。

(3) 労働組合等の状況

当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスにおいて、労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満に推移しております。

(4) 管理職に占める女性労働者の割合、男性労働者の育児休業取得率及び労働者の男女の賃金の差異 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの最近連結会計年度末日(2025年5月31日)時点の状況は以下のとおりです。

2025年 5 月31日現在

当事業年度					
管理職に占める女性労働	田林兴樹老の名田仕業四	労働者の男女の	の賃金の差異(%)(治	主)3、5、6	
者の割合(%) (注)1.	男性労働者の育児休業取	全労働者	うち正規雇用労働者	うちパート・有期労 働者(注)4	
15.4	16.7	70.7	73.9	41.5	

- (注) 1.「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(平成27年法律第64号)の規定に基づき算出したものであります。
 - 2.「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(平成3年法律第76号)の規定に基づき、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則」(平成3年労働省令第25号)第71条の6第1号における育児休業等の取得割合を算出したものであります。
 - 3.賃金は基本給、職能給、各種手当、賞与等を含み、通勤手当等は除きます。
 - 4.パート・有期労働者は、パートタイマー社員、契約社員、派遣社員を含みます。
 - 5. 当社グループ外への出向者は除いております。
 - 6.労働者の男女賃金差異については、男性の賃金に対する女性の賃金の割合を示しております。なお、同一労働の賃金に差はなく、職群及び等級別人数構成の差によるものであります。出向者は、出向先の従業員として集計しております。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等につきましては、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)をご参照ください。

2【サステナビリティに関する考え方及び取組】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスのサステナビリティに関する考え方及び取組につきましては、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)をご参照ください。

3【事業等のリスク】

当社は本届出書提出日現在において設立されておりませんが、当社は本株式移転によりインテリックスの完全親会社となるため、当社の設立後は、本届出書提出日現在におけるインテリックスの事業等のリスクが当社グループの事業等のリスクとなり得ることが想定されます。インテリックスの事業等のリスクを踏まえた当社グループの事業等のリスクは以下のとおりです。

なお、本項においては、将来に関する事項が含まれておりますが、当該事項は、別段の記載がない限り、本届出書 提出日現在においてインテリックスが判断したものです。

(1) 競合及び価格競争について

当社グループの主な営業エリアである首都圏及び地方主要都市は、競合他社が増加している地域であるため、今後、競合他社の参入状況によって仕入件数あるいは販売件数が減少した場合、又は価格競争等によって物件の仕入価格が上昇したり販売価格が下落して採算が悪化した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、競合他社の動向を的確に把握し、不動産の仕入活動においては過度な価格競争とならないよう市場動向をモニタリングする等、事業採算性を重視した取得により、リスクの軽減を図っております。

(2) 不動産市況及び住宅関連税制等の影響について

当社グループの事業は景気動向、金利動向、地価動向及び住宅税制等の影響を受けやすい傾向にあり、雇用情勢の悪化、金利の上昇、地価の騰落、住宅税制の改正及び消費税率の上昇等が生じた場合等においては、購買者の購入意欲が減退し、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、主力事業でありますリノヴェックスマンション事業における重要な経営管理指標として、仕入から内装工事を経て販売引渡しまでの適正な事業期間の徹底により、リスクの軽減を図っております。

(3) 在庫リスクについて

当社グループでは事業構造上、棚卸資産が総資産に占める割合は概して高水準にあり、2025年 5 月期末で54.2% となっております。

販売状況に応じて物件の仕入を調節するなど、在庫水準の適正化に努めておりますが、何らかの理由により販売 状況が不振となり、その間に不動産の市場価格が下落した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性が あります。

(4) 不動産物件の引渡し時期及び物件の内容等による業績の変動について

当社グループの不動産販売の売上計上方法は、売買契約を締結した時点ではなく、物件の引渡しを行った時点で計上する引渡基準によっております。そのため、物件の引渡し時期及び物件の内容(個別物件の利益率等)等により、当社グループの上期及び下期又は四半期ごとの業績に変動が生じる可能性があります。

(5) 法的規制等について

当社グループの事業は、「宅地建物取引業法」、「不動産特定共同事業法」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「不動産の表示に関する公正競争規約」、「建築士法」、「建設業法」等の法令により規制を受けております。これらの法律等の改廃又は新たな法的規制が今後生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループの主要な事業活動の継続には下表に掲げる許認可等が前提となりますが、当該許認可等には原則として有効期間があり、その円滑な更新のため、当社グループでは「企業行動憲章」及び「コンプライアンス規程」を制定し不祥事の未然防止に努めております。現時点においては、当該許認可等の取消し又は更新拒否の事由に該当する事実はありませんが、将来、何らかの理由により、当該許認可等が取消され又はそれらの更新が認められない場合には、当社グループの主要な事業活動に支障をきたすとともに、業績に重大な影響を及ぼす可能性があります。

(許認可等の状況)

会社名	許認可等の名称	許認可等の内容	有効期間	許認可等の取消し又は 更新拒否の事由
	宅地建物取引業者免	国土交通大臣(5)	2023年2月4日から	宅地建物取引業法
サナヘカ ノン・ニロ・・カコ	許	第6392号	2028年2月3日まで	第 5 条及び第66条
株式会社インテリックス	不動産特定共同事業 者許可	東京都知事 第97号	2015年 3 月20日から	不動産特定共同事業法 第36条
	一級建築士事務所登	東京都知事登録	2021年11月15日から	建築士法第26条
	録	第52796号	2026年11月14日まで	连来工/公别20示
		東京都知事許可		
	 一般建設業許可	(般-2)第152419号	2020年 9 月10日から	建設業法
│ │ 株式会社インテリックス	MXEWXII 1	大工工事業	2025年9月9日まで	第8条及び第29条
空間設計		内装仕上工事業		
		東京都知事許可		
	特定建設業許可	(特-2)第152419号	 2020年 9 月10日から	 建設業法
		建築工事業	2025年9月9日まで	第 8 条及び第29条
		塗装工事業	2020 + 3773 118 C	33 0 7/20 33207
		防水工事業		
	宅地建物取引業者免	東京都知事(2)	2021年 9 月17日から	宅地建物取引業法
	許	第99689号	2026年9月16日まで	第5条及び第66条
│ │株式会社インテリックス	 賃貸住宅管理業者登	国土交通大臣(02)第	 2021年11月10日から	賃貸住宅の管理業務等
一プロパティ	莫貝丘七百 年末 日立 録	002468号	2026年11月9日まで	の適正化に関する法律
	业水	002400 5	2020年11万万日本で	第23条
	一級建築士事務所登	東京都知事登録	2024年10月 1 日から	 建築士法第26条
	録	第66324号	2029年9月30日まで	是来工/A为20示
株式会社再生住宅パート	宅地建物取引業者免	国土交通大臣(1)	2023年 5 月31日から	宅地建物取引業法
ナー	許	第10418号	2028年 5 月30日まで	第5条及び第66条
株式会社FLIE	宅地建物取引業者免	国土交通大臣(1)	2025年3月13日から	宅地建物取引業法
	許	第10892号	2030年3月12日まで	第5条及び第66条
株式会社TEI Jap	一級建築士事務所登	東京都知事登録	2023年8月5日から	建築士法第26条
a n	録	第65665号	2028年8月4日まで	医苯土/公第40末

(6)個人情報の管理について

当社グループは、営業活動に伴って入手した顧客の個人情報について、個人情報の保護、適正な管理が重要な社会責務であることを認識し、「個人情報の保護に関する法律」をはじめ、関係諸法令の遵守と適正な取扱いの確保に努めております。また、グループ各社に「個人情報保護方針」及び「個人情報保護規程」並びにセキュリティ管理を含めた「システム管理規程」等を定め、社員の教育・啓蒙を行い、個人情報の保護を図っております。しかしながら、不測の事態により、万一、個人情報が外部へ漏洩した場合には、当社グループの信用力が低下し、それに伴う売上高の減少や損害賠償費用の発生等により、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(7) サイバー攻撃やコンピュータウイルス等の脅威

当社グループの業務においてITへの依存度が高まるにつれ、サイバー攻撃やコンピュータウイルス等の脅威も同様に高まってきております。その対策には万全を期しておりますが、今後想定を超えるサイバー攻撃やコンピュータウイルスに感染した場合、一部コンピュータシステムの停止等により、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。

(8) 有利子負債への依存について

当社グループの不動産取得費は主に金融機関からの借入金によって調達しております。このため、総資産額に占める有利子負債の割合が高く、経済情勢等によって市場金利が上昇した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼすこととなります。また、何らかの理由により借入が行えなくなった場合には、当社グループの事業に重大な影響を及ぼす可能性があります。

当社グループでは、在庫管理の徹底、経営環境及び業績動向に沿ったキャッシュ・ポジションの確保を図るなど、財務の健全化に取り組むとともに、複数の金融機関との良好な取引関係の維持・向上により、リスクの軽減を図っております。

	2023年 5 月期	2024年 5 月期	2025年 5 月期
期末有利子負債残高(A)(千円)	31,148,811	25,718,184	35,080,180
期末総資産額(B)(千円)	45,629,982	40,710,816	52,663,315
有利子負債依存度(A/B)(%)	68.3	63.2	66.6

(9) 金融機関からの借換えについて

当社グループの販売用不動産及び賃貸事業に供している固定資産の資金調達は、主に金融機関からの借入によっております。また、当該借入金については、販売用不動産は物件の売却、固定資産については賃貸収入等から返済する方針であります。なお、返済期日を迎える固定資産の一部の物件については、随時、金融機関からの借換えを行っておりますが、借換えは短期の借入となる場合もあります。当社グループにおいては、固定資産については原則長期借入金による調達を行うとともに、賃貸収入がある物件の特性等について理解を得ていることもあり、現在、金融機関からの借換えにおいて資金繰りに重大な影響は生じておりませんが、今後、金融機関の融資姿勢に重大な変化が生じた場合においては、当社グループの業績及び資金繰りに影響を及ぼす可能性があります。

(10) 資金調達の財務制限条項に係るリスクについて

当社グループは、安定的な資金調達を図るため、複数の金融機関との間でコミットメントライン等の契約を締結しておりますが、本契約には一定の財務制限条項が付されており、これらの条件に抵触した場合には期限の利益を喪失し、一括返済を求められる等により、当社グループの財政状態等に影響を及ぼす可能性があります。

(11) 訴訟等について

当社グループは、現時点において業績に重要な影響を及ぼす訴訟を提起されている事実はありません。しかしながら、当社グループが販売、施工、管理する不動産物件において、瑕疵の発生、又は内装工事期間中における近隣からの騒音クレームの発生等があった場合、これらに起因する訴訟その他の請求が発生する可能性があります。これらの訴訟等の内容及び結果によっては、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

(12) 自然災害及びパンデミック等のリスクについて

大規模な地震、津波、風水害等の自然災害により、当社グループの資産や営業拠点が深刻な被害を受けた場合や、感染症の世界的流行(パンデミック)により、社会活動が停滞し、経済環境が悪化した場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

4【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析につきましては、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)及び半期報告書(2025年1月14日提出)をご参照ください。

5【経営上の重要な契約等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスにおいても、該当事項はありません。

また、本株式移転に係る株式移転計画、株式移転の目的、条件等につきましては、前記「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けの概要 3 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等」をご参照ください。

6【研究開発活動】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの研究開発活動につきましては、同社の有価証券報告書 (2024年 8 月27日提出)及び半期報告書 (2025年 1 月14日提出)をご参照ください。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの設備投資等の概要につきましては、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)をご参照ください。

2【主要な設備の状況】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの主要な設備の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)をご参照ください。

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 当社の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(2) 連結会社の状況

当社の完全子会社となるインテリックスの設備の新設、除去等の計画においても、該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

2025年12月1日時点の当社の株式等の状況は以下のとおりとなる予定であります。

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	17,500,000
計	17,500,000

【発行済株式】

種類	発行数(株)	上場金融商品取引所名又は 登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	8,932,100	東京証券取引所 (スタンダード市場)	完全議決権株式であり、剰余金の配当に関する請求権その他の権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であります。 普通株式は振替株式であり、単元株式数は100株であります。
計	8,932,100	-	-

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、2025年5月31日時点におけるインテリックスの発行済株式総数8,932,100株に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、インテリックスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、インテリックスが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、インテリックスは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

(2)【新株予約権等の状況】

【ストックオプション制度の内容】 該当事項はありません。

【ライツプランの内容】 該当事項はありません。

【その他の新株予約権等の状況】 該当事項はありません。

(3)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金 増減額 (千円)	資本金 残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年12月1日	8,932,100	8,932,100	413,000	413,000	317,000	317,000

(注) 上記は、本株式移転(移転比率1:1)により交付するものであり、2025年5月31日時点におけるインテリックスの発行済株式総数8,932,100株に基づいて記載しております。ただし、本株式移転の効力発生に先立ち、インテリックスの発行済株式総数が変化した場合は、当社が交付する新株式数は変動いたします。なお、本株式移転の効力発生時点において、インテリックスが保有する自己株式に対しては、株式移転比率に応じて当社の普通株式が割当交付されることになります。これに伴い、インテリックスは、一時的に当社の普通株式を保有することになりますが、当該当社株式については、効力発生後、法令等に基づいて適切に処理する予定であります。

(4)【所有者別状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの2025年 5 月31日現在の所有者別状況は以下のとおりであります。

2025年 5 月31日現在

	株式の状況(1単元の株式数100株)								
区分	政府及び 地方公共 金融機関 団体	金融商品	その他の	外国法	外国法人等		計	→ 単元未満 ・ 株式の状況 ・ (株)	
		亚州东(茂(天)	取引業者	法人	個人以外	個人	その他	ПΙ	(1/1/)
株主数(人)	-	1	20	41	24	12	5,749	5,847	-
所有株式数 (単元)	-	21	1,086	39,639	2,925	31	45,549	89,251	7,000
所有株式数 の割合(%)	-	0.02	1.22	44.41	3.28	0.03	51.03	100.00	-

(注) 自己株式834,609株は、「個人その他」に8,346単元、「単元未満株式の状況」に9株含めて記載しております。

(5)【議決権の状況】

【発行済株式】

当社は新設会社でありますので、本届出書提出日現在において所有者はおりません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの2025年 5 月31日現在の議決権の状況は以下のとおりであります。

2025年 5 月31日現在

区分	株式数	枚(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式		-	1	-
議決権制限株式(自己株式等)		-	ı	-
議決権制限株式(その他)		-	ı	-
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式)			
元主 俄次惟怀式(自己怀式寺)	普通株式	834,600	1	-
完全議決権株式(その他)	普通株式	8,090,500	80,905	-
単元未満株式	普通株式	7,000	ı	1単元(100株)未満の株式
発行済株式総数		8,932,100		-
総株主の議決権		-	80,905	-

(注) 「単元未満株式」欄は、自己株式9株を含めております。

【自己株式等】

当社は、本株式移転により設立されるため、本株式移転効力発生日である2025年12月1日時点において、当社の自己株式を保有しておりません。なお、当社の完全子会社となるインテリックスの2025年5月31日現在の自己株式については、以下のとおりであります。

2025年 5 月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有 株式数(株)	所有株式数の 合計(株)	発行済株式総 数に対する所 有株式数の割 合(%)
株式会社インテリックス	株式会社インテリックス 東京都渋谷区桜丘町3-2		-	834,600	9.34
計	-	834,600	-	834,600	9.34

(注) 上記の他、単元未満株式が9株あります。

2【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

- (1) 【株主総会決議による取得の状況】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (2)【取締役会決議による取得の状況】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (3)【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- (4)【取得自己株式の処理状況及び保有状況】 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

3【配当政策】

当社は新設会社であるため、配当政策につきましては未定ではありますが、株主の皆様に対する利益還元を経営の重要課題の一つと考えており、将来の事業拡大のための財務体質の強化と内部留保の充実を図りつつ、積極的な利益還元を行っていく方針とする予定であります。また、中間配当と期末配当の年2回の剰余金の配当を行うことを基本方針とする予定であり、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当を行うことができる旨、定款で定める予定であります。

4【コーポレート・ガバナンスの状況等】

当社は、いわゆるテクニカル上場により2025年12月1日より東京証券取引所スタンダード市場に上場する予定であり、これに伴い、同日までに本株式移転により当社の完全子会社となるインテリックスと同水準のコーポレート・ガバナンスを構築していく予定であります。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスのコーポレート・ガバナンスの状況については、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)をご参照ください。

(1)【コーポレート・ガバナンスの概要】

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

企業に関わるステークホルダー(利害関係者)は、株主、役員、従業員、顧客、取引先、債権者、地域社会等さまざまであります。そして、企業はステークホルダーとのより良い関係構築を図るとともに、株主から負託を受けた資金を効率的に活用し、かつ不正行為を防止するための統治機構の整備と実践が益々求められてきております。その意味で企業統治においては、効率的かつ健全な企業経営を可能にする経営管理組織の構築が極めて重要であると認識しております。

この基本認識を踏まえ、当社はコーポレート・ガバナンスの強化充実を図り、当社グループの持続的成長と中 長期的な企業価値向上を目指してまいります。

企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

イ.企業統治の体制の概要

当社は、取締役5名(内、社外取締役2名)、監査役3名(内、社外監査役2名)の役員構成のもと、経営の迅速な意思決定及び経営戦略を効率的かつ機動的に展開する予定です。また、経営の意思決定及び業務執行に係る適正な監査・監督が十分に機能する体制として、監査役会設置会社制度を採用するとともに、組織の更なる強化を目的に、執行役員制度を導入する予定です。

(a) 取締役会

当社の取締役会は、会社の業務執行に関する意思決定機関として監査役出席の下、月1回以上開催し、経営方針、経営計画に基づく業務執行状況を監督し、その他法令で定められた事項並びに経営上の重要事項につき審議決定する予定です。

(取締役会の活動状況)

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの取締役会の活動状況は、以下のとおりであります。 最近事業年度(2025年5月期)において、インテリックスは取締役会を17回開催しており、個々の取締役及び監査役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
取締役会長	山本 卓也	17回	16回(94%)
代表取締役社長	俊成 誠司	17回	17回(100%)
取締役 執行役員	小山 俊	17回	17回(100%)
取締役 執行役員	能城 浩一	17回	17回(100%)
取締役 執行役員	滝川 智庸	17回	17回(100%)
取締役 執行役員	小田 康敬	17回	17回(100%)
取締役 執行役員	村松 淳弥	17回	17回(100%)
取締役 執行役員	中拂 一成	17回	16回(94%)
社外取締役	村木 徹太郎	17回	17回(100%)
社外取締役	富田 尚子	17回	17回(100%)
常勤監査役	鶴田豊彦	17回	17回(100%)
監査役	北村 章	17回	17回(100%)
監査役	矢田堀 浩明	17回	17回(100%)

取締役会における具体的な検討内容として、株主総会に関する事項、決算に関する事項、予算に関する事項、取締役及び執行役に関する事項、組織変更及び人事異動に関する事項、株式に関する事項、投資に関する事項、資金調達に関する事項、サステナビリティに関する事項、その他重要な業務執行に関する事項について決議・承認を行いました。

(b) 指名報酬委員会

当社は、取締役の指名・報酬等に関する手続きの公正性・透明性・客観性を強化し、コーポレート・ガバナンスの充実を図ることを目的に、筆頭独立社外取締役を委員長とし、取締役会の任意の諮問機関として「指名報酬委員会」を設置する予定です。同委員会は、原則として代表取締役及び独立社外取締役で構成し、オブザーバーとして監査役を出席させることができるものとする予定です。また、同委員会では、取締役会の諮問に応じて、取締役及び執行役員の選任・解任、代表・役付取締役の選定・解職、取締役の報酬、経営者の承継計画及び経営者層の育成計画等に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行うものとする予定です。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの指名報酬委員会の活動状況は、以下のとおりであります。

最近事業年度(2025年5月期)において、インテリックスは指名報酬委員会を3回開催しており、個々の 取締役の出席状況は次のとおりであります。

役職名	氏 名	開催回数	出席回数
取締役会長	山本 卓也	3 💷	3 回
代表取締役社長	俊成 誠司	3 🛮	3 回
社外取締役	村木 徹太郎	3 🛮	3 🛽
社外取締役	冨田 尚子	3 💷	3 回

指名報酬委員会における具体的な検討内容として、取締役・執行役員の選任及び解任に関する事項、取締役・執行役員の報酬等に関する事項、取締役の個人別評価に関する事項について審議し、取締役会に対して答申を行いました。

(c) サステナビリティ委員会

当社は、社会や環境に配慮した事業活動を通じて、持続可能な社会の発展に貢献することを目的に、取締役会の諮問機関として「サステナビリティ委員会」を設置する予定です。同委員会は、代表取締役社長を委

員長とし、サステナビリティ(持続可能性)に関する方針、施策の策定、各重要課題の検討、個別施策の審議、推進管理・評価・検証等を行い、定期的に取締役会に報告または提言を行う予定です。

(d) 経営会議

当社は、取締役会の機能強化及び経営効率を高めるため、「経営会議」を定期的に開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る審議・検討を行う予定です。また、当該経営会議に当社常勤監査役が出席し、情報の共有、審議過程から経営施策の適法性の確保に努める予定です。また、経営会議の審議のうち、取締役会の決議事項については、あらためて取締役会で決定する予定です。

(e) 不特事業特別委員会

当社は、不動産特定共同事業に係るコンプライアンス体制の構築、法令遵守、及びそれらの維持・向上を目的に「不特事業特別委員会」を設置する予定です。同特別委員会は、取締役及び幹部社員で構成し、委員長は代表取締役社長が務める予定です。また、同特別委員会では、不動産特定共同事業にかかる案件組成または取引実行における総合的なリスクを審議し、適用法令等の遵守を確認した上で意思決定を行う予定です。

(f) コンプライアンス・リスク管理委員会

当社は、コンプライアンス及びリスクを専管する組織として、「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置する予定です。同委員会は、役職員の職務執行が法令及び定款並びに社会規範に適合することを確保するための体制を構築し、維持・向上を図ること、また、当社グループ全体に内在するリスク全体を包括的に管理することを目的としており、当社及びグループ各社を横断的に管理する組織とする予定です。同委員会では、四半期に1回、取締役会において活動状況の報告を行う予定です。

(g) 監査役会

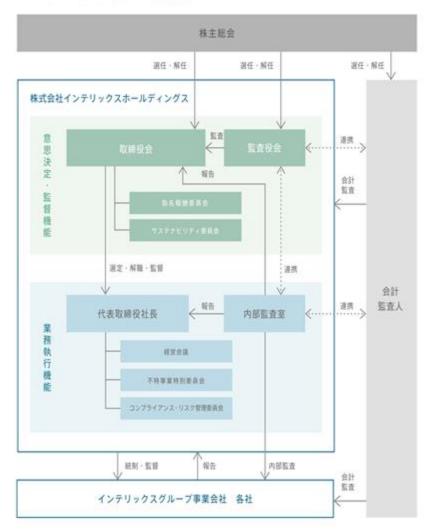
当社は、監査役会設置会社とする予定あり、監査役会は、原則として3ヶ月に1回以上開催する予定です。

当社の機関ごとの構成員は次のとおりとなる予定です。(は機関の議長、委員長を表す。)

ヨ社の機関ことの構成負は次のとおりとなる予定です。(は機関の議長、安負長を表す。)								
役職名	氏名	取締役会	指名報酬 委員会	サステナ ビリティ 委員会	経営会議	不特事業 特別委員 会	コンプラ イアン ス・リス ク管理委 員会	監査役会
取締役会長	山本 卓也							
代表取締役社長	俊成 誠司							
取締役執行役員	中拂 一成							
取締役(社外)	村木 徹太郎							
取締役(社外)	富田 尚子	0	0					
常勤監査役	鶴田豊彦							
監査役(社外)	北村 章							
監査役(社外)	矢田堀 浩明							

当社のコーポレート・ガバナンス体制(予定)は、次の図のとおりであります。

コーポレートガバナンス体制図



企業統治に関するその他の事項

内部統制システム、リスク管理体制及びの子会社の業務の適正を確保するための体制の整備の状況

当社は、法令及び定款に適合し、かつ適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムの基本方針を定める予定であり、子会社を含めた当社グループ全体とした内部統制システムを構築、運用し、継続的な改善・向上に努める予定です。

- (a) 当社及び子会社の取締役、使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ・当社取締役会は、企業行動憲章及びコンプライアンス規程をはじめとするコンプライアンス体制に関する規程を定め、当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)役職員が法令及び定款並びに社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする予定です。
 - ・当社グループを横断的に統括する「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、コンプライアンス体制の構築及び維持・向上を図る予定です。
 - ・法令違反又は法令上疑義のある行為等に対し、当社グループの取締役及び使用人が通報できる内部通報制度 を構築し、運用する予定です。
 - ・当社グループは、健全な会社経営のため、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係を遮断・ 排除し、これらの反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、毅然とした態度で対応 する予定です。

(b) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

取締役の職務執行に係る情報については、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電磁的媒体(以下「文書 等」という。)に記録し、文書管理規程に従い保存する予定です。

取締役及び監査役は、必要に応じ、これらの文書等を閲覧できるものとする予定です。

- (c) 当社及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ・当社グループのリスク管理全体を統括する組織として「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、 リスク管理に係る規程を定め、グループ横断的なリスク管理体制を整備するものとする予定です。
 - ・不測の事態が発生した場合、又は発生するおそれが生じた場合には、当社代表取締役社長を本部長とする 「対策本部」を設置し、迅速かつ適切な対応を行う予定です。なお、当社グループに重大なリスクが顕在化 した場合は、取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定め、対応策決定のうえ関係部門に実施 を指示する予定です。
- (d) 当社及び子会社の取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ・取締役会を経営方針、法令に定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定するとともに業務執行状 況を監督する機関として位置づけ、毎月1回開催するほか、必要に応じ、臨時取締役会を開催する予定で す。

また、取締役会の機能をより強化し、経営効率を高めるため、経営会議を定期的に開催し、業務執行に関す る基本的事項及び重要事項に係る審議・検討を行う予定です。

- ・取締役会は、業務執行に関する組織・業務分掌・職務権限・意思決定ルールを策定し、明確化する予定で
- (e) 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - ・当社グループにおける業務の適正を確保するため、当社グループ共通の企業行動憲章を定め、グループ各社 のコンプライアンス体制の構築に努める予定です。

また、法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事項を発見し、是正することを目的として、内部通 報制度の範囲をグループ全体とする予定です。

- ・当社における子会社に対する管理については、関係会社管理規程に従い、グループ管理体制の整備を行う予 定です。
- ・当社グループは、中期経営計画及び年度経営計画を策定し、経営方針に基づく業務執行の方針と計数目標を 定め、当社各部門及び子会社の責任範囲を明確にする予定です。また、経営方針・目標達成に向けての業務 執行状況について、当社各部門及び子会社は、活動状況を毎月当社取締役会にて報告することにより当社グ ループ全体の経営管理を図る予定です。
- ・当社は、「内部監査規程」に基づき、内部監査室が子会社を含めた業務及び財産の状況の監査を実施すると 共に代表取締役社長及び取締役会への報告を行い(レポーティングラインについては、業務執行部門から独 立し2つの報告経路を保持)、当社グループの業務執行の適正を確保する予定です。
- (f) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
 - ・取締役会は、監査役の求めにより必要に応じて、監査役の職務を補助する使用人を置くこととし、その人事 については、取締役と監査役が事前に協議を行う予定です。
- (g) 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する指示の実効性 の確保に関する事項
 - ・監査役の職務を補助すべき使用人の任命又は異動については、監査役会の同意を必要とする予定です。
 - ・監査役から監査業務に必要な指示を受けた使用人は、その指示に関する限りにおいては、取締役の指揮命令 を受けないものとする予定です。
- (h) 当社の取締役及び使用人、並びに子会社の取締役、監査役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制 その他の監査役への報告に関する体制
 - ・当社グループの取締役及び使用人は、当社及びグループ各社の業務又は業績に与える重要な事項や重大な法 令違反又は定款違反もしくは不正行為の事実、又は当社及びグループ各社に著しい損害を及ぼす事実を知っ たときは、直ちに当社監査役に報告する予定です。

また、当社グループの取締役及び使用人は、当社の監査役から報告を求められた場合には、速やかに必要な 報告及び情報提供を行う予定です。

当社グループは、当社の監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をした ことを理由として不利益な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役及び使用人に周知 徹底する予定です。

- (i) 監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ・当社は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い又は償還等の請求をしたときは、当該監査役 の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する予定です。
- (j) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、取締役会及び経営会議の他、重要な意思決定の過程及び業務執行状況を把握するため、必要に応じて当社及びグループ各社の会議に出席し、取締役及び使用人に説明を求めることができるものとする予定です。
- ・監査役は、代表取締役、内部監査部門及び会計監査人と定期的な情報交換を行い、意思の疎通を図るものと する予定です。
- ・取締役又は取締役会は、監査役が必要と認めた重要な取引先の調査への協力、監査役の職務遂行上、監査役が必要と認めた場合、弁護士及び公認会計士等の外部専門家との連携を図れる環境の体制を整備する予定です。

責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役・各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償 責任を限定する契約を締結する予定です。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額と する予定です。

補償契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の2第1項に規定する補償契約を締結する予定はありません。

役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約(D&O保険)を締結する予定はありません。

取締役の定数

当社の取締役は、11名以内とする旨定款に定める予定です。

取締役の選任及び解任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定める予定です。また、取締役の選任については、累積投票によらない旨も定款に定める予定です。

取締役及び監査役の責任免除

当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)及び監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において免除することができる旨定款に定める予定です。これは、取締役及び監査役がその期待される役割を十分に発揮できるようにすることを目的とするものであります。

剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定める予定です。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

自己株式の取得の決定機関

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、自己の株式の取得等会社法第459条第1項各号に定める 事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる旨を定款で 定める予定です。

株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定める予定です。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

その他の事項

その他の事項につきましては、当社は新設会社であるため未定です。

(2)【役員の状況】

役員の一覧

2025年12月1日付で就任予定の当社の取締役の状況は、以下のとおりです。

男性7名 女性1名 (役員のうち女性の比率12.5%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する インテリッ クスの株式 数 (2)割り当て られる当社 の株式数
取締役会長	山本 卓也	1954年 3 月17日生	1974年9月 大洋興業㈱入社 1976年9月 三越商事㈱入社 1983年9月 秀和恒産㈱入社 1985年7月 ㈱サンクホーム入社 1986年4月 ㈱セントラルプラザ設立 代表取締役社長 1995年7月 ㈱プレスタージュ(現㈱インテリックス) 設立 1997年1月 ㈱インテリックス代表取締役社長 1998年2月 ㈱インテリックス空間設計設立 代表取締役社長 2003年4月 ㈱イーアライアンス代表取締役 2020年8月 ㈱インテリックス代表取締役会長 2022年2月 ㈱リコシス代表取締役社長(現任) 2023年5月 ㈱イーアライアンス代表取締役(現任)	(注)3	(1)14,100株 (2)14,100株
代表取締役社長	俊成 誠司	1979年 4 月13日生	2004年4月 みずほ証券㈱入社 2006年9月 KBC証券㈱入社 2009年1月 (梯東京証券取引所入社 2011年1月 (梯インテリックス入社 2013年9月 同社財務部長 2015年1月 同社執行役員ソリューション事業部長 (現任) 2017年8月 (梯インテリックス取締役兼執行役員ソリューション事業部長 2018年1月 (梯インテリックス取締役兼執行役員ソリューション事業部長 2018年1月 (梯インテリックス信用保証(現㈱再生住宅パートナー)取締役(現任) 2019年8月 (梯インテリックス代表取締役副社長ソリューション事業部、リレーション事業部、事業戦略部担当兼人事・人材開発部、情報システム部管掌 2019年11月 (梯ドLIE取締役(現任) (株インテリックス代表取締役社長(現任) (株インテリックスで間設計代表取締役社長 2021年1月 (株インテリックスで間設計代表取締役(現任) 44インテリックス 45年間 4	(注)3	(1)23,300株 (2)23,300株

				日叫此为	苗出書(組織冉
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する インスの タ (2) 割り当 の株式数
取締役	中拂 一成	1971年 2 月19日生	1992年4月 ジプロ㈱入社 2002年9月 ㈱ぐるなび入社 2003年1月 ㈱インテリックス入社 2011年6月 同社業務管理部長 2015年1月 同社財務部長兼業務管理部長 2018年6月 同社執行役員管理部門財務部長兼業務管理部長 2019年6月 同社執行役員管理部門担当兼財務部長兼業務管理部長 2022年4月 ㈱リコシス執行役員財務経理部長兼企画開発部長 2023年6月 ㈱インテリックス執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長(現任) 2023年7月 ㈱インテリックスプロパティ取締役(現任) 2023年8月 ㈱インテリックスプロパティ取締役(現任) 2023年8月 ㈱インテリックス取締役執行役員コーポレート部門担当兼財務部長兼人事総務部長 2024年8月 同社取締役執行役員コーポレート部門担当兼財務部長	(注)3	(1)3,700株 (2)3,700株
取締役	村木 徹太郎	1965年 3 月17日生	1991年7月 スイス銀証券会社東京支店(現UBS証券 (株)入社 1996年9月 世界銀行グループ入行 2001年6月 ハーバード大学行政大学院(ケネディスクール)MPA取得 2002年5月 イデアキャピタル(株)表パートナー2003年7月 (株)産業再生機構入社 マネージングディレクター2004年5月 (株)カネボウ化粧品取締役兼執行役 最高財務責任者(CFO) 2007年9月 (株)東京証券取引所グループ入社 経営企画部企画統括役 2009年5月 (株)TOKYO AIM取引所代表取締役社長2012年10月 フロンティア・マネジメント(株)入社 専務執行役員 2012年12月 同社 専務執行役員兼シンガポール支店長2016年3月 (株)パラマウント・エイム代表取締役(現任)	(注)3	(1) - 株 (2) - 株

					'スポールティンクス 届出書(組織再編成
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1)所有する インテリックスの株式 数割り当てられる式数 の株式数
取締役	富田 尚子	1964年8月3日生	1988年 4月 三井生命保険相互会社(現大樹生命保険 (株)) 入社 1994年 1月 トーマツ/デロイト&トウシュ LLP, NY 入所 1997年 2月 興銀インベストメント㈱入社 1999年12月 ㈱クレイフィッシュ取締役 最高財務責任者 2001年 9月 ゼネラル・エレクトリック・インターナショナル・インク ディレクター 2003年 8月 ㈱産業再生機構 プロフェッショナル・フィス シニアマネージャー 2004年 9月 ㈱オーシーシー社外取締役 2007年 4月 ㈱パンダイナムコホールディングス エグゼクティブ・アドバイザー 2015年 8月 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社 シニア・ディレクターを融庁 監督副査室調査企画第2課長補佐会融研究センター管理官 2019年12月 DNX Ventures Chief Financial Officer 0現任) 2022年 8月 ㈱インテリックス社外取締役(現任) 2024年 5月 ㈱ワールド社外取締役(現任) 2024年 5月 (現任) 2024年10月 Y&N Management株式会社代表取締役(現任) 2025年 4月 嘉悦大学 大学院ビジネス創造研究科 常営経済学部 教授(現任)	E プ (注)3	(1) - 株 (2) - 株
常勤監査役	鶴田豊彦	1957年 9 月25日生	1976年4月 ㈱エスコム入社 1989年3月 ㈱西武百貨店入社 1990年3月 阿三証券㈱入社 1997年1月 ジプロ㈱入社 2000年1月 同社執行役員経営企画室長兼総務部長 2000年1月 マルコ㈱入社財務部長兼総務部長 2001年7月 ㈱ジェネラルソリューションズ(現㈱フィスコ)入社 2002年1月 同社執行役員経営企画室長兼内部監査室長 2002年9月 ㈱インテリックス入社 2003年6月 同社取締役経営企画室長兼内部監査室長 2005年12月 同社取締役管理本部長兼経営企画部長 2010年8月 同社専務取締役管理部門担当兼経営企画部長 2010年8月 同社専務取締役で理部門担当兼経営企画部長 (現任) ㈱インテリックスプロパティ監査役(現任) ㈱インテリックスプロパティ監査役(現任) ㈱インテリックスTEI(現㈱TEI Japan)監査役(現任) ㈱インテリックスに再保証(現㈱再生住場パートナー)監査役(現任)	及 (注)4	(1) 46,500株 (2) 46,500株

				日间皿刀	由出書(組織冉
役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	(1) 所有する インテ クスの 数 (2) 割り当社 の株式数
監査役	北村 章	1949年 9 月 4 日生	1972年4月 野村不動産㈱入社 1994年6月 同社大阪支店長 1995年6月 同社取締役住宅企画部長 1997年6月 同社取締役流通事業本部長 1999年6月 同社常務取締役流通事業本部長 2001年4月 野村不動産アーバンネット㈱代表取締役社 長 2010年10月 東京不動産業健康保険組合専務理事 2013年7月 朝日住宅株式会社代表取締役専務 2017年9月 ㈱THEグローバル社社外取締役 2023年8月 ㈱インテリックス社外監査役(現任)	(注)4	(1) - 株 (2) - 株
監査役	矢田堀 浩明	1960年7月13日生	1987年10月 太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任 監査法人)入所 1991年8月 公認会計士登録 1999年4月 法政大学大学院 法政ビジネススクール 兼任講師 2002年5月 新日本監査法人(現EY新日本有限責任監 査法人)パートナー 2009年7月 同監査法人シニアパートナー 2018年7月 フリービット㈱社外監査役(現任) 2019年3月 愛光監査法人代表社員(現任) 2023年2月 一般社団法人 実践コーポレートガバナン ス研究会 理事 2023年8月 ㈱インテリックス社外監査役(現任)	(注)4	(1)1,400株 (2)1,400株
計				(1)89,000株 (2)89,000株	

- (注)1.取締役 村木徹太郎氏及び冨田尚子氏は、社外取締役であります。
 - 2.監査役 北村章氏及び矢田堀浩明氏は、社外監査役であります。
 - 3. 取締役の任期は、2025年12月1日から2026年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 4. 監査役の任期は、2025年12月1日から2029年5月期に係る定時株主総会の終結の時までであります。
 - 5. 所有するインテリックスの株式数は、2025年5月31日現在の株数を記載しており、また割り当てられる当社の普通株式数は、当社の設立の直前までの所有状況に応じて変動することがあります。

社外取締役及び社外監査役

イ. 社外取締役及び社外監査役の員数

当社の社外取締役は2名、社外監査役は2名の予定であります。

口. 社外取締役及び社外監査役の体制

当社は、5名の取締役のうち、2名を社外取締役とすることにより、経営上の重要な事項の決定に際し、社外有識者の知見を取り入れるとともに、取締役会の業務執行に対する監督機能の強化を図る予定であります。また、社外監査役2名を含む監査役による監査を実施することにより、経営監視機能の客観性、中立性が十分に確保されるものと判断しております。

八. 社外取締役及び社外監査役と当社との関係

氏名	人的関係、資本的関係又は取引関係 その他の利害関係	企業統治において果たす機能及び役割
村木 徹太郎	人的関係、資本的関係又は取引関係その 他の利害関係はありません。	会社経営者としての幅広い経験、見識を有しており、 当社のコーポレート・ガバナンスの一層の充実のた め、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を 行っていただけるものと判断しております。
富田 尚子	人的関係、資本的関係又は取引関係その 他の利害関係はありません。	企業経営、財務会計に関する豊富な経験を有しており、当該知見を活かして特に財務会計の側面から、取締役の職務の執行に対する適切な監督、助言をいただけるものと判断しております。
北村 章	人的関係、資本的関係又は取引関係その 他の利害関係はありません。	不動産会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識を 有しており、これらの知識や職見を活かし、経営全般 に対する的確な監督と有効な助言をいただけるものと 判断しております。
矢田堀 浩明	人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。なお、同氏は、当社株式を保有予定となりますが、同氏と当社との間に、それ以外の利害関係はありません。	公認会計士として豊富な経験と知識を有しており、その知見や見識を活かし、経営全般に対する的確な監督と有効な助言をいただけるものと判断しております。

二.独立社外役員の独立性判断基準

当社は、独立役員の資格を充たす社外取締役及び社外監査役を全て独立役員に指定する予定であります。 当社は、新設会社であり、独立社外役員の独立性判断基準は定めておりませんが、当社の完全会社となるインテリックスの独立社外役員の独立性判断基準と同等の独立性に関する基準を定める予定であります。 なお、当社の完全子会社となるインテリックスの独立社外役員の独立性判断基準は以下のとおりであります。

社外役員の独立性に関する基準

当社は、当社グループの経営陣及び特定の利害関係者からの独立性を有する独立役員(独立社外取締役及び独立社外 監査役)の選任にあたり、以下のとおり社外役員(社外取締役及び社外監査役)の独立性基準を定める。

- 1. 社外役員が、次に該当する者でないこと。
 - (1) 当社及び当社子会社(以下「当社グループ」という。)の業務執行者(注1)
 - (2) 当社グループを主要な取引先とする者(注2)又はその業務執行者
 - (3) 当社グループの主要な取引先(注3) 又はその業務執行者
 - (4) 当社の大株主(議決権の10%以上の議決権を直接又は間接的に保有している者)又はその業務執行者
 - (5) 当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている者(注4)(当該寄付又は助成を受けている者が法人、組合等の団体である場合には当該団体の業務執行者)
 - (6) 当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家(注5)(当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者)
 - (7) 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
 - (8) 近親者(注6)が上記(1)から(7)までのいずれか((6)及び(7)を除き、重要な地位にある者(注7)に限る)に 該当する者
 - (9)過去5年間において、上記(2)から(8)までのいずれかに該当していた者
- 2.上記1の定めにかかわらず、その他当社と利益相反関係が生じる等の事由により独立が無いと認められる場合は、当社は、その者を独立社外役員としない。
- 注1:業務執行者とは、会社法施行規則第2条第3項第6号に規定する業務執行者をいい、業務執行取締役のみならず、使用人を含む。監査役は含まない。
- 注2:当社グループを主要な取引先とする者とは、当社グループに対して商品又はサービスを提供している取引先で、 当該取引先の直近の過去3事業年度のいずれかの年度において当社への取引額が当該取引先の年間連結売上高の 2%以上となる者をいう。
- 注3:当社グループの主要な取引先とは、以下のいずれかに該当する者をいう。
 - 当社グループが商品又はサービスを提供している取引先で、直近の過去3事業年度のいずれかの年度における当社グループの当該取引先への取引額が当社グループの年間連結売上高の2%以上となる者をいう。
 - 当社グループが借入れをしている金融機関で、直近の過去3事業年度のいずれかの年度末における当社グループ の当該金融機関からの借入額が当社グループの連結総資産の2%以上となる者をいう。
- 注4: 当社グループから一定額以上の寄付又は助成を受けている者とは、当社グループから直近の過去3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の寄付又は助成を受けている者をいう。
- 注5:当社グループから役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家又は法律専門家とは、当社グループから役員報酬以外に直近の過去3事業年度のいずれかの年度において1,000万円以上の金銭その他の財産を得ている者又は、当社グループからその法人又は団体の連結売上高又は総収入金額の2%以上の金銭その他の財産を得ている法人又は団体に所属する者をいう。
- 注6:近親者等とは、配偶者又は二親等内の親族をいう。
- 注7: 重要な地位にある者とは、取締役(社外取締役を除く)、執行役、執行役員及び部長職以上の業務執行者又はそれに準ずる権限を有する業務執行者をいう。

有価証券届出書(組織再編成・上場)

社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部 統制部門との関係

社外取締役については、取締役会及び指名報酬委員会において社外の視点からの意見を受けることにより、経営者の説明責任が果たされ、経営の透明性・公平性の確保が実現できるものと考えております。

社外監査役は、当社及び当社グループ各社に対する監査の実効性を高め、客観的、中立的な助言を行うため、 監査役、会計監査人、内部監査部門及び内部統制部門との情報交換に努めております。

(3)【監査の状況】

監査役監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの監査役監査の状況は、以下のとおりであります。

監査役監査につきましては、監査役(社外監査役2名を含む3名で構成しております。)が監査計画に基づき本社、各店、グループ会社に対する監査を行うほか、取締役会、経営会議等に出席し、取締役の職務執行状況を監査しております。また個別には、取締役及び幹部社員、内部監査部署との面談及び重要な決裁書類等の閲覧によるモニタリングを行い、積極的、客観的かつ公正な監査を行っております。なお、監査役矢田堀浩明氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

(監査役会の活動状況)

最近事業年度(2025年5月期)においては、インテリックスは監査役会を17回開催しており、個々の監査役の 出席回数については、次のとおりであります。

役職名	氏名	開催回数	出席回数
常勤監査役	鶴田 豊彦	17回	17回(100%)
監査役	北村 章	17回	17回(100%)
監査役	矢田堀 浩明	17回	17回(100%)

決議事項:監査方針・監査計画・職務分担、監査役選任議案の株主総会への提出の請求、会計監査人の評価及び再任・不再任、監査報酬の妥当性、監査報告書案等

報告事項:取締役会議題事前確認、監査役月次活動状況報告及び社内決裁内容確認、社内情報共有事項等 審議・協議事項:会計監査人の評価及び再任・不再任、監査報酬の妥当性、監査報告書案、サステナビリティ に関する事項等

また、代表取締役との面談を適宜行い、経営全般、課題等について意見交換、情報共有等を行っています。 2020年5月期より取締役会の諮問機関として「指名報酬委員会」が設置され、監査役がオブザーバーとして 「取締役報酬制度」等の協議に参加しています。

なお、監査役は、会計監査人から定期的に監査結果の報告を受け、情報の共有化を図ると共に、内部監査室長と緊密な連携を保ち、重ねて調査する必要の認められる案件、迅速に対処すべき案件等を見極め合理的な監査に努めております。

内部監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの内部監査の状況は、以下のとおりです。

(a)組織の体制、独立性

インテリックスの内部監査は代表取締役社長直轄部署とし、インテリックス及び子会社を対象に内部監査室を設け室長1名を専任として配置し、内部監査規程に基づき、独立した立場として監査役及び会計監査人による監査とは別に、会社の業務活動及び財産の状況に対する監査を行っております。

(b)活動内容

当事業年度におきましては、監査計画を基に営業拠点を含む各部門及びグループ会社を対象として監査を実施いたしました。また監査において把握した問題点等につきましては、被監査部門・グループ会社へ報告、指摘を行っております。

(c) 内部監査の実効性を確保するための取組み

内部監査では、内部統制の有効性および業務の遵法性を評価し、適宜監査役と情報交換を行うことで連携を保ちつつ、会計監査人とは定期的な意見交換等を行い、効率性の高い監査の実施向上に努めております。加えて、内部監査の実効性を確保するため、代表取締役社長への都度報告のみならず、四半期毎に取締役会への報告を実施しております。

株式会社インテリックスホールディングス(E40879) 有価証券届出書(組織再編成・上場)

会計監査の状況

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、太陽有限責任監査法人を当社の会計監査人として選定する予定であります。

監査報酬の内容等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(4)【役員の報酬等】

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針について、今後策定する予定であります。 役員の報酬等は、株主総会の決議でその限度額を定めたうえで、具体的な報酬等の額については、取締役については取締役会にて決定し、監査役については、監査役の協議により決定するものとする予定であります。

また、取締役の報酬等の決定に際しては、指名報酬委員会での審議、答申を経ることで、その透明性及び客観性の確保に努めてまいります。

当社の役員の報酬等は、基本報酬と業績連動報酬(賞与及び株式報酬)で構成される予定であります。

なお、当社の設立の日から2026年5月末日で終了する事業年度にかかる定時株主総会終結の時までの報酬等のうち金銭で支給するものの総額は、2025年8月26日開催予定のインテリックスの定時株主総会にて承認される前提で、取締役については年額300百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。)とし、監査役については年額50百万円以内とする予定であります。

また、取締役等を対象とした株式報酬制度に基づき、上記取締役の報酬等の総額とは別枠で、取締役に当社の株式報酬を支給いたします。詳細は「第二部 組織再編成、株式交付又は公開買付けに関する情報 第1 組織再編成、株式交付又は公開買付けに係る契約等 2 . 株式移転計画の内容 株式会社インテリックスホールディングス 定款 附則第2条(最初の取締役の報酬等)第2項」をご参照ください。

役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針の決定権限を有する者の氏名又は名称、その権限の内容及び裁量の範囲

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

(5)【株式の保有状況】

投資株式の区分の基準及び考え方

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスは、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、専ら株式の価値の変動又は株式に係る配当によって利益を受けることを目的とする株式を純投資目的である投資株式としており、それ以外を純投資目的以外の投資株式(政策保有株式)として株式を保有する方針としております。

保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

a . 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の 内容

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスは、純投資目的以外で保有する上場株式(以下「政策保有株式」という)は、原則として、取引先との中長期的な取引関係の維持・強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断する場合に保有することができるものとしています。取締役会は、個別の政策保有株式に関し、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスク、中長期的な経済合理性、投資先企業との総合的な関係の維持・強化の観点等から、毎年、保有の合理性について検証する方針としております。

EDINET提出書類 株式会社インテリックスホールディングス(E40879) 有価証券届出書(組織再編成・上場)

- b. 銘柄数及び貸借対照表計上額 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。
- c.特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

保有目的が純投資目的である投資株式 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの 当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

EDINET提出書類 株式会社インテリックスホールディングス(E40879) 有価証券届出書(組織再編成・上場)

第5【経理の状況】

当社は新設会社であるため、該当事項はありません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの経理の状況につきましては、同社の有価証券報告書(2024年8月27日提出)及び半期報告書(2025年1月14日提出)をご参照ください。

第6【提出会社の株式事務の概要】

当社の株式事務の概要は、以下のとおり予定しております。

事業年度	6月1日から5月31日まで(ただし、当社の最初の事業年度は、当社の設立 の日から2026年5月31日までとする予定であります。)		
定時株主総会	毎事業年度終了後3ヶ月以内		
基準日	5月31日		
剰余金の配当の基準日	11月30日 5月31日		
1 単元の株式数	100株		
単元未満株式の買取り			
取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代 行部		
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱UFJ信託銀行株式会社		
取次所			
買取手数料	無料		
公告掲載方法	電子公告による。ただし、電子公告によることができないやむを得ない事由が生じた場合は、日本経済新聞に掲載する。 公告掲載URL:未定		
株主に対する特典	該当事項はありません。		

- (注) 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定める予定であります。
 - 1 . 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
 - 2 . 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
 - 3.株主の有する株式数に応じて募集株式または募集新株予約権の割当てを受ける権利

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

該当事項はありません。

第四部【特別情報】

第1【提出会社及び連動子会社の最近の財務諸表】

1【貸借対照表】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

2【損益計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

3【株主資本等変動計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

4【キャッシュ・フロー計算書】

当社は新設会社であり、本届出書提出日現在において決算期を迎えていないため、該当事項はありません。

有価証券届出書(組織再編成・上場)

第五部【組織再編成対象会社情報又は株式交付子会社情報】

第1【継続開示会社たる組織再編成対象会社又は株式交付子会社に関する事項】

(1)【組織再編成対象会社又は株式交付子会社が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度(第29期)(自 2023年6月1日 至 2024年5月31日)2024年8月27日 関東財務局長に提出。

【半期報告書】

(第30期中)(自 2024年6月1日 至 2024年11月30日)2025年1月14日 関東財務局長に提出。

【臨時報告書】

の有価証券報告書提出後、本届出書提出日(2025年8月8日)までに、以下の臨時報告書を提出しておりま す。

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基 づく臨時報告書

2024年8月27日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の 規定に基づく臨時報告書

2025年2月28日関東財務局長に提出

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第6号の3の規定に基 づく臨時報告書

2025年6月27日関東財務局長に提出

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社インテリックス 本店

(東京都渋谷区桜丘町3番2号)

株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第六部【株式公開情報】

第1【特別利害関係者等の株式等の移動状況】

該当事項はありません。

第2【第三者割当等の概況】

- 1【第三者割当等による株式等の発行の内容】 該当事項はありません。
- 2 【取得者の概況】 該当事項はありません。
- 3【取得者の株式等の移動状況】 該当事項はありません。

第3【株主の状況】

当社は新設会社であるため、本届出書提出日現在において株主はおりません。

なお、当社の完全子会社となるインテリックスの2025年5月31日現在の株主の状況は以下のとおりであります。

2025年 5 月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式(自己株式を除く。)の総数に対する所有株式数の割合(%)	
株式会社イーアライアンス	東京都港区北青山2-11-10-403	3,799,500	46.92	
インテリックス従業員持株会	東京都渋谷区桜丘町3-2	180,800	2.23	
嶋崎 弘之	東京都大田区	129,200	1.60	
鈴木 智博	石川県金沢市	102,000	1.26	
内藤 征吾	東京都中央区	71,626	0.88	
北沢産業株式会社	東京都渋谷区東2-23-10	71,400	0.88	
北川 順子	東京都港区	67,800	0.84	
宇藤 秀樹	熊本市北区	63,000	0.78	
THE BANK OF NEW YORK MELLON 1400 40 (常任代理人 株式会社みずほ銀行 決済営業部)	2 4 0 GREENWICH ST REET, NEW YORK, NY 1 0 2 8 6, U.S.A. (東京都港区港南2-15-1)	57,000	0.70	
鶴田 豊彦	埼玉県上尾市	46,500	0.57	
計	-	4,588,826	56.67	

- (注)1.上記のほか、インテリックス所有の自己株式834,609株があります。
 - 2.株式会社イーアライアンスは、インテリックス代表取締役社長である俊成誠司及びその親族が株式を保有する資産管理会社であります。

EDINET提出書類

株式会社インテリックスホールディングス(E40879)

有価証券届出書(組織再編成・上場)

< 当期連結財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手続きに基づき、2025年12月1日に設立予定であるため、本届出書提出日において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。

EDINET提出書類

株式会社インテリックスホールディングス(E40879)

有価証券届出書(組織再編成・上場)

< 当期財務諸表に対する監査報告書 >

当社は、会社法の株式移転の手続きに基づき、2025年12月1日に設立予定であるため、本届出書提出日において決算期を迎えておらず、「監査報告書」を受領しておりません。